

栃木県スキー連盟負担金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟規約第9条第1項に規定する負担金の額等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(算定の基礎となる登録会員、有資格者の数)

第2条 この規程の、所属団体の会員登録者とは、公益財団法人全日本スキー連盟(以下「SAJ」という。)の登録会員数とし、有資格者は、所属団体の功労指導員、功労準指導員、指導員、準指導員及び栃木県スキー連盟認定のSAJ認定指導員、SATインストラクターとする。

(負担金の額)

第3条 所属団体が毎会計年度に納入すべき負担金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。ただし、高体連にあつては基本負担金額10,000円のみとし、新規に加盟する団体については、その組織、規模に応じて基本負担金額の減免(2年以内)を講ずることができる。

(1) 基本負担金額 20,000円

(2) 会員登録者数割の額 前会計年度の所属団体の本連盟会員登録者数区分に応じ、別表に定める額

(3) 有資格者割の額 前会計年度の所属団体の有資格者の数に、1,000円を乗じた額。なお、9月末日までに有資格者の移籍、辞任等の届が事務局に到着した場合はその所属団体の有資格者数を加え又は減ずる。

(4) 準所属団体割の額 準所属団体1団体につき6,000円を乗じた額

(負担金の納入方法)

第4条 負担金は、本連盟規約第9条第1号に規定する期限までに、本連盟の指定する口座に振り込むものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

1 この規程は、平成5年11月20日から施行する。

2 平成19年11月11日一部改正

3 平成22年11月6日一部改正

4 令和3年7月10日一部改正

5 令和4年7月 日一部改正

別表（第2条関係）

会員登録者数の区分	会員登録者数割の額
20名以下	5,000円
21名以上50名以下	10,000円
51名以上100名以下	15,000円
101名以上200名以下	20,000円
201名以上500名以下	25,000円
501名以上	30,000円